東京都立横網町公園の指定管理者候補者の決定について

都立公園等では、施設の管理について創意工夫ある企画や効率的な運営などにより、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図るため、現在 95 施設に指定管理者制度を導入しています。

このたび、令和3年3月31日に指定期間が満了となる東京都立横網町公園の指定管理者候補者を、都立公園等指定管理者選定委員会の審査を経て、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

今後、令和2年第4回東京都議会定例会に指定の議案を提出し、議決が得られた後、指定管理者の指定を行います。

記

1 対象施設

東京都立横網町公園 (東京都墨田区横網二丁目)

2 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年)

3 指定管理者候補者の名称

公益財団法人東京都慰霊協会

4 選定の経緯及び選定理由

(1)選定方法

横網町公園は、東京都慰霊堂及び復興記念館を中心とした公園であり、慰霊堂は、関東 大震災、太平洋戦争の犠牲者の遺骨が収容された納骨堂を有し、墓地としての機能を持ち、 遺骨の管理をはじめ、参拝者の対応など高い公共性と信頼性が必要とされています。

公益財団法人東京都慰霊協会は、慰霊堂の管理許可を受けて、長年にわたり遺族や参拝者などの接遇業務に携わっており、高い公共性、信頼性を満たす唯一の団体として、同協会の役割、地位は広く都民に定着しています。

高い公共性及び信頼性のもと、施設と公園の一体的な管理運営ができる団体は公益財団 法人東京都慰霊協会をおいてほかにはなく、公益財団法人東京都慰霊協会を特命により指 定管理者の候補者として選定しました。

【問い合わせ先】

建設局公園緑地部管理課 電話 03-5320-5367

(2)選定の経緯

指定管理者の選定に当たっては、外部委員を含めた「都立公園等指定管理者選定委員会」 を設置し、選定基準等に基づき、提出された事業計画書の書類審査及び事業者ヒアリング等 の審査を実施しました。

事 項	日程
申請及び事業計画書等の提出	令和2年 9月17日 (木曜日)
選定委員会の開催	令和2年10月14日(水曜日)

(3)選定基準

- (「東京都立公園条例第24条の8第2項」及び「東京都立公園条例施行規則第24条」に規定)
- ア 公園施設の維持及び管理業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従 事させることができること
- イ 安定的な経営基盤を有していること
- ウ 公園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること
- エ 法その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること
- オ 公園の維持の技術に係る指導育成体制が整備されていること
- カ 公園施設又はこれに類する施設における良好な管理業務の実績を有すること

(4)選定理由(選定委員会議事要旨)

- ・東京都慰霊堂の管理、慰霊大法要の執行のほか、現指定管理者として長年積み重ねてき た経験やノウハウを活かした効率的な管理運営が期待できる。
- ・慰霊の場として、静謐で落ち着いた環境づくりのための取組が提案されており、評価できる。
- ・令和5年に関東大震災から 100 年を迎えることを契機に、資料修復保存や展示施設のリニューアルのほか、多様なイベントの企画やネット配信等の新たな取組を行うとしており、公園の意義と存在が社会に向けて発信されることが期待できる。
- ・園内には歴史的背景を持った施設が多く、様々な意見・要望があることから、施設の維持補修に当たっては、都や関係団体と連携して処理するとしており、適切である。

5 候補者の事業計画書

- 別紙 東京都立横網町公園事業計画書 概要版
- ※1 この事業計画内容は申請段階の計画であり、実際の管理運営に当たって実施する内容 は異なる場合があります。
- ※2 事業計画書本文は、建設局ホームページに掲載しています。

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/park/tokyo_kouen/shitei_koubo/index.html

6 選定委員会名及び委員氏名

都立公園等指定管理者選定委員会

(敬称略)

	役職	氏 名
委員長	公益社団法人日本家庭園芸普及協会専務理事	前田 博
委員	公認会計士	守泉 誠
委員	元一般財団法人公園財団 開発研究部長	森本 千尋
委員	結 まちづくり計画室 代表 まちづくりプランナー	荻原 礼子
委員	東京都建設局公園計画担当部長	根来 千秋
委員	東京都建設局総合調整担当部長	澤井 晴美
委員	東京都建設局東部公園緑地事務所長	大道 和彦